

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「画期的な新薬・医療技術の開発で人類の健康と福祉に貢献する」という企業理念を実現し、業務の適正確保及び企業価値の増大を図り、コーポレート・ガバナンスを強化していくことが重要であると認識しております。具体的には、経営の透明性・遵法性を確保するという観点から、経営者ならびに各層の経営管理者の責任の明確化を行っております。また、監査役会は3名で構成されており、頻繁な意見交換を行っております。全監査役は取締役会に出席しており、取締役への監視機能を強化しております。当社及び当社グループは、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼に応えるためにも、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
北京泰徳製薬股フン有限公司	25,320	19.20
水島 裕	8,065	6.11
シティバンクホンコンピージークライアントホンコン	6,500	4.92
株式会社水島コーポレーション	5,800	4.39
水島 綾子	2,900	2.19
水島 昇	2,340	1.77
株式会社ブレインカンパニー	2,150	1.63
水島 広子	2,120	1.60
佐野 幸司	1,590	1.20
金崎 貴弘	1,300	0.98

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	3月
-----	----

業種	医薬品
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i		
水島 徹	学者										○	
謝 炳	他の会社の出身者										○	
劉 紅星	他の会社の出身者										○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
水島 徹		—	水島徹氏は、慶應義塾大学薬学部教授及び国立大学法人熊本大学大学院教授を兼務しており、研究開発における各校との継続的な協力関係を保持すると共に、長年培ってきた専門的な研究知識と豊富な経験等を活かして、当社の事業を強くご支援、ご指導いただけるものと判断し、社外取締役に就任いただいております。
謝 炳		—	謝炳氏は、多くの製薬関連企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と見識を備えていると共に、研究開発において協力関係にある北京泰徳製薬股フン有限公司との一層の連携強化や、そのための人材交流の促進等に取り組んでいただきたく、社外取締役に就任いただいております。
劉 紅星		—	劉紅星氏は、北京泰徳製薬股フン有限公司の董事及び総経理を兼務し、製薬企業の経営に携わると共に、日本において薬学博士号を取得するなど幅広い見識と豊富な経験を活かして、研究開発において協力関係にある同社との一層の連携強化や、そのための人材交流の促進等に取り組んでいただきたく、社外取締役に就任いただいております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、従前より会計監査人と会計監査内容について定期的に説明を受けるとともに、随時情報の交換を行い連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
高見 敏之	弁護士									○
熊谷 鈴司	税理士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
高見 敏之		——	弁護士資格を有し、法制に関する相当程度の知見を備えるとともに当社と利害関係のない独立性を有することから社外監査役に適任であると判断し、就任いただいております。
熊谷 鈴司	○	独立役員に指定しております。	税理士資格を有しており、財務・会計等に関する高度な専門的見地からの提言を期待できるとともに、当社と利害関係のない独立性を有することから適任であると判断し、社外監査役に就任いただいております。また、同様の理由から独立役員に指定いたしております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

——

当社に対する経営参画意識を高め、企業価値向上のための意欲を一層高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値向上のための意欲を一層高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

更新

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成23年3月期における役員報酬は以下のとおりです。

社内取締役に支払った報酬 22,086千円
社外取締役に支払った報酬 15,720千円
社内監査役に支払った報酬 9,204千円
社外監査役に支払った報酬 4,368千円
合計 51,378千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

毎回の取締役会開催にあたって、社外取締役及び社外監査役に対し、資料の事前配布や事前説明を行っております。また、事業の状況等を把握できるよう適宜情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

<業務執行について>

- 毎月1回開催される定時取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会において法定の事項、重要な業務執行について決定及び業務執行状況の監督をおこなっております。また取締役会は監査役出席のもとで開催しており適宜意見を求めることで業務執行の適正性確保に努めております。
- 取締役会の他、原則毎月1回、取締役・常勤監査役・各部門長出席のもと経営会議を開催しております。重要な経営課題や事業の進捗状況等について広く情報を共有し意見交換を行うことで、取締役会において業務執行に係る重要な意思決定の円滑化・高度化を図っております。
- 当社では取締役の任期を1年間と定め、各取締役の業務執行に係る責任をより一層明確なものにすべく努めております。

<監査について>

- 原則として毎月1回監査役会を開催し監査体制の強化を図っております。監査役会には内部監査部門長も参加して連携を図り計画的、網羅的な監査を行うべく努めております。また、社外監査役2名は、税理士及び弁護士で構成され、それぞれの専門的見地から提言を行い業務執行に対する監査機能向上に貢献するとともに、常勤監査役は適宜全社及び各部門における会議に参加し、情報共有を図るとともに必要に応じて意見を述べることで業務執行状況の監視と適正性の確保・強化を図っております。
- 当社は日之出監査法人と監査契約を締結し、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しており、監査結果については取締役会及び監査役会に対して報告されるとともに適宜情報交換を行い連携を図っております。平成23年3月期において監査業務を執行した公認会計士の氏名は以下の通りです。継続監査年数については、全員が7年以内のため記載を省略しております。

【監査業務を執行した公認会計士の氏名】

代表社員・業務執行社員:小田 哲生
代表社員・業務執行社員:吉村 潤一

<役員の選任・報酬の決定について>

- 役員候補の選任については、代表取締役が株主総会に推薦する候補者を取締役会に提案し、取締役会の決議により決定した後、株主総会に諮っております。
- 役員報酬については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において取締役については取締役会、監査役については監査役会においてその配分を決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外監査役を含めた監査役による監査体制が業務執行状況の監査・監督機能として有効であると判断し監査役会設置会社としております。監査役会は社外監査役2名と常勤監査役1名の3名で構成され、内部監査部門及び会計監査人と定期的に情報交換を実施しているほか、監査役全員が毎回の取締役会に参加することで、独立性の高い第三者的観点から意思決定や業務執行に対し適正な監督・監査が確保されるものと考えております。また、取締役会の他、常勤監査役及び各部門長参加のもとで事業の状況を全社的に共有し、意思決定の事前協議を行う場として経営会議を定期的に開催しております。これによって取締役会に

おける意思決定をより適切かつ効率的なものとしております。以上を理由として、当社では現状のガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第9回定時株主総会は平成22年6月27日(月曜日)午後1時より開催いたしました。第10回定時株主総会につきましても集中日を回避するとともに、集中回避の観点から開催時間も充分考慮の上、開催日時を検討して参ります。
その他	会社WEBサイトに招集通知の掲示を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び期末決算に係る説明会を定期的に行い、取締役会長・代表取締役社長が登壇いたしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	財務に関する資料をはじめ、会社説明会資料や研究・事業の進捗状況などについて適宜、適時開示を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部総務人事課内にIR担当を設置しております。	
その他	第2四半期及び期末決算に係る事業報告書(株主通信)を定期的に刊行し、株主各位にお届けするとともに当社WEBサイトにも掲載いたしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、主たる事業として新規医薬品の研究開発に取り組んでおり、これは極めて公益性の高い活動であると認識しております。事業の達成が即ち薬を待ち望む数多くの患者様の健康福祉に大きく貢献することから、一刻も早くこれを成し遂げることが当社に課せられた社会的責任であり使命であると確信しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	社内規程において内部情報の管理方針を明確に定めております。これを実践し適時適切な情報開示を行うことで、ステークホルダーに対する信頼感の醸成と経営の透明性確保に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス規程を制定し、取締役及び使用人がそれぞれの立場で法令コンプライアンスの考え方をもって業務運営にあたるよう教育・指導しております。
 - ・新規薬剤及び治療技術の研究開発を行うにあたり、安全管理及び倫理的観点から審査と評価を行うため、外部の委員を含めた5名以上で構成される倫理委員会を設置しております。
 - ・コンプライアンス違反を早期に発見し、是正するために内部通報制度を設け、通報者の保護を確保した通報体制を整備しております。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程等に基づき文書として適切に記録・保存・管理を行っております。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理については社内規程に基づき行っております。監査室は定期的に各部門におけるリスク管理状況を監査し経営陣に報告しております。
 - ・有事においては経営危機管理規程に従い、代表取締役を本部長とする緊急対策本部が会社全体を統括して危機管理にあたることと行っております。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・定例取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて適宜開催し、重要事項の決定、ならびに研究・開発や業務執行の報告を行っております。
 - ・取締役会での決定事項を迅速に執行し、経営効率を向上させるため、取締役および各部長が出席する経営会議を原則として隔週1回開催しております。
 - ・研究・開発を円滑、的確、効率的に遂行するために、関係取締役ならびに関係部門のメンバーが出席する研究開発会議を隔週1回開催し、研究・開発業務の実施について協議を行っております。
- 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社は、関係会社管理規程に基づいて子会社を管理・統括しております。またコンプライアンス規程を子会社を含むグループ共通の規程とし、通報体制の範囲を当社グループ全体としております。
 - ・子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、その事業内容や管理体制の進捗状況の報告が定期的に当社取締役会においてされております。
 - ・監査室は定期的または臨時に内部監査を実施し、その監査結果を取締役会及び監査役会において報告しております。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
 - ・監査役が使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役の業務を補助するための使用人を配置します。
- 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役及び使用人は、監査役に当社グループの業務執行状況を定期的に報告しております。また、当社グループの経営に著しい影響を及ぼすおそれのある事項、重大な法令や定款に反する行為、その他重要事項があることを発見したときは、ただちに監査役に報告します。
 - ・常勤監査役はその職務の遂行上必要な事項に関し、必要に応じて取締役及び使用人に対し報告及び資料の提供を求めることができます。
- その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、当社の会計監査人からは会計監査内容について、当社監査室からは業務監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 当社は、反社会的勢力と一切の関係を持ちません。また反社会的勢力からの不当な要求等を受けた時は、ただちに警察等のしかるべき機関に情報を提供するとともに、弁護士などを含め外部機関と連携して組織的に対処します。
- 特殊暴力防止対策協議会に加盟しており、その他に所轄警察署および株主名簿代理人等から関連情報を収集して不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。



